

出張報告書

下関市議会議長 殿

令和7年(2025年)10月3日

<p>職氏名</p> <p>建設消防委員会</p> <p>委員長 星 出 恒 夫</p> <p>副委員長 河 野 淳 一</p> <p>委員 木 本 暢 一</p> <p>委員 桧 垣 徳 雄</p> <p>委員 板 谷 正</p> <p>委員 阪 本 祐 季</p> <p>委員 下 村 秀 樹</p> <p>委員 秋 山 賢 治</p> <p>担当書記</p> <p>庶務課主査 原 田 達 浩</p> <p>議事課主任 飯 田 洋 詩</p> <p>(以上10名)</p>	<p>用 務</p> <p>所管事務調査</p> <p>1. 都市公園等の整備・管理方針及び民間活力の導入事例について</p> <p>2. 老朽危険空家等の対策に関する条例について</p> <p>3. 水道料金の改定について</p>
<p>期 間</p> <p>令和7年7月30日(水)から</p> <p>8月1日(金)まで</p>	<p>出張先</p> <p>大阪府 吹田市(1)</p> <p>兵庫県 姫路市(2)</p> <p>岡山県 岡山市(3)</p>

1. 都市公園等の整備・管理方針及び民間活力の導入事例について

【大阪府 吹田市】

(人口 381,316人、面積 36.09km²)

江坂公園内にある江坂図書館を訪問した。

吹田市における都市公園等の整備・管理方針及び民間活力の導入事例について別添の資料に基づき説明を受けた。

また、江坂公園内の各施設の現地視察を行った後に質疑応答を行った。



[説明者]

吹田市土木部公園みどり室 川本主幹、白井主査

吹田市地域教育部江坂図書館 谷川館長 ほか

1) 吹田市の概況と都市公園等の現状

吹田市は大阪府の北部に位置し、南側は大阪市に隣接している。交通利便性が高く、近年、人口は増加傾向であり、関西大学や大阪大学等の多くの大学のほか、高度経済成長期に開発された千里ニュータウンが所在している。

市内には、都市公園（街区公園や近隣公園、広域公園等）が141か所、都市公園に準じる施設（遊園や緑地、緑道）が395か所あり、大阪府内でもトップクラスの整備水準となっている。また、主要な都市公園の8か所を中心に重点的な施策を展開しており、今回訪問した江坂公園もこの8公園のうちの1つとなっている。

2) 吹田市都市公園等整備・管理方針

ア) 方針の目的・内容

吹田市では、都市公園等の諸課題に対応することで都市公園の価値を向上させるとともに、都市全体の魅力向上を図ることを目的として、令和2年5月に「吹田市都市公園等整備・管理方針」を策定している。

本方針は、都市緑地法第4条に基づく緑の基本計画「第2次みどりの基本計画」に示される都市公園等の整備・管理方針を具体化した基本計画として位置づけられており、都市公園等に関する個別計画・実行計画は本方針に沿って策定されるため、吹田市における都市公園等の政策決定において重要な役割を担っている。

[基本方針1] 主要な都市公園の活性化による都市魅力の向上

特別な公園として力を入れて整備していく公園を設定し、公園ごとの目指すべき姿を定めたパークマネジメントプランを策定している。当該プランに沿って行政として公共施設等の改築・更新を行うとともに、Park-PFI等の制度を活用してレストランやカフェ等の収益施設を整備している。

[基本方針2] 都市公園等の配置・規模・機能の再編と適正管理の推進

都市公園等の持続可能な維持管理を進めるため、身近にある遊園の機能を見直す等、地区全体の公園の在り方を住民と一緒に検討していくモデル事業を実施している。また、老朽化施設におけるREパークプランの策定、トイレがある公園への防犯カメラ設置、照明設備のLED化や園内樹木等の健全度調査を実施している。

[基本方針3] 多様な主体とのパートナーシップに基づく都市公園等行政の推進

公園ボランティア制度の見直しのほか、指定管理者制度や民間事業者等と連携した都市公園の魅力向上事業に取り組んでいる。また、そのプロセスに市民が積極的に参画できるように市民からの意見募集やワークショップ等の仕組みを取り入れている。

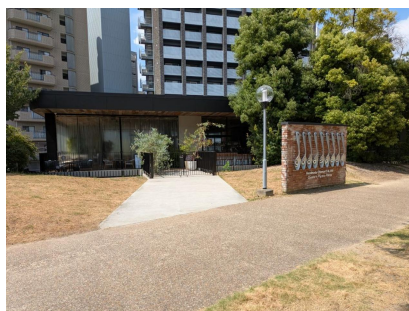
3) 魅力向上事業（江坂公園の事例）

ア) 江坂公園の概要

- ・種 別：近隣公園 ・面 積：2.3ha
- ・開 設：昭和44年（平成8年に再整備、令和5年に魅力向上事業によるリニューアル）
- ・公園施設：わんぱく広場（大型遊具）、ちびっこ広場、つどいの広場、屋外トイレ、パークセンター、インナーガーデン、レストラン、カフェ等
- ・公共施設：江坂図書館、江坂交番、自転車駐車場
- ・駐 車 場：地上駐車場 8台（うち 車椅子使用者用1台）
地下駐車場25台（うち 車椅子使用者用2台、思いやりスペース4台）



【大型遊具（ハハブツ）】



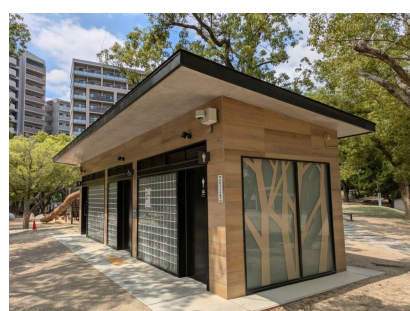
【レストラン（goodspoon）】



【カフェ（PARKCAFE BRANCO）】



【江坂図書館】



【屋外トイレ】

イ) リニューアル前の課題

①江坂図書館の書架・閲覧スペースの狭隘さ

地域図書館の中で利用者が3番目に多いにもかかわらず、蔵書冊数は最も少なく、利用実績に対して書架や閲覧スペースが不足していた。

②江坂花とみどりの情報センター跡地の活用

令和3年に他の場所に機能移転・統合された江坂花とみどりの情報センター跡地の有効活用を検討する必要がある。

③公園施設の老朽化への対応

公園の全面リニューアルから24年が経過しており、施設の老朽化が進んでいた。特に木製遊具については早急に対応を講じる必要がある。

④江坂公園駐車場跡の活用

公営駐車場としての役割を終えた江坂公園駐車場の跡地利用について、今後の施設の活用方策を検討する必要がある。

ウ) 事業内容・手法

吹田市都市公園等整備・管理方針で定めた基本方針に基づき、主要な都市公園の魅力向上を図るためのパークマネジメントの取組として、江坂公園及び江坂図書館の一体的な再整備・管理運営を官民連携により実施することとした。

再整備についてはP a r k - P F Iを活用して、民間事業者が運営する収益施設の設置や既存の公園施設の改修を行うこととした。公園全体の管理運営については指定管理者制度を活用して、民間事業者と連携した公園の管理運営を行うこととした。

なお、再整備と管理運営を連携させて相乗効果を発揮するため、期間を5年以上20年以内として、P a r k - P F I事業者と指定管理者の一括公募を行った。

エ) 事業経緯

- | | |
|-------|--|
| 令和元年度 | 吹田市都市公園等の整備と管理の方針策定業務を開始
主要公園及び全都市公園のサウンディング型市場調査を実施 |
| 令和2年度 | 吹田市都市公園等整備・管理方針を策定
利用実態・ニーズ調査を実施
(住民・利用者・駅周辺通行人へのアンケート等)
市民意見の募集(公園の目指すべき姿と条例等の一部改正)
サウンディング型市場調査実施(江坂公園・桃山公園)
条例等の一部改正(公園の目指すべき姿の策定) |
| 令和3年度 | 住民説明会を開催、募集要項を策定
事業者の公募・選定 |
| 令和4年度 | 事業者との設計等協議
事業者による再整備・管理運営の開始 |
| 令和5年度 | リニューアルオープン
(江坂図書館・遊具等のリニューアル、レストラン・カフェを新設) |

4) その他の施策

ア) 公園ボランティア制度の充実

令和6年4月から「公園等自主管理支援制度」*を運用開始している

公園等自主管理支援制度*とは…

ボランティア団体と市が協働して、利用しやすく魅力ある公園づくりと公園利用の活性化を進めることで、より効率的な公園管理や市民の公園に対する愛着を育むことを目的としている。

活動団体として登録された団体は活動に必要な物品やその費用等について、市から支援(助成金)を受けることができる。活動団体の広報や年度末の活動報告の提出時に利用できるスマホアプリも導入されている。

イ) 身近な都市公園等の機能特化・分担化

予算や人員に限られる中で将来的に持続可能な公園の維持管理を進めるため、公園の施設数を減らしていくこと、また、バリアフリー等の基準には適合させながらも管理がしやすいように整備することを基本方針として、身近な都市公園等の機能特化・分担化を行うための取組が進められている。

青山地区においてモデル実施が進められており、利用者の少ない遊園等の機能を見直し、当該遊園等の遊具を減らした分、利用者の多い中心的な公園の施設を充実させる等、地区全体の公園の在り方を住民と一緒に検討している。

ウ) 包括的民間委託の導入

都市公園等の維持管理に従事する職員の高齢化や人材不足等の課題を踏まえて、10年後を見据えた、公園の施設管理・清掃・樹木管理・公園内のマナー啓発等の業務を包括的に民間事業者に発注する「包括的民間委託」の導入が検討されている。

令和6年度には導入可能性調査として、他の先行自治体へのヒアリングのほか、市内67事業者へのアンケート調査、事業者との勉強会が開催されており、事業者からの様々な意見や要望等を踏まえた上で、吹田市の課題や状況等に適した包括的民間委託のモデルが検討されている。

エ) 造園業務の入札における最低制限価格の導入

平成29年度から造園業務の入札に最低制限価格を導入している

除草・剪定業務の積算に造園工事の積算基準を使用していることから、工事に準じた業務であるとみなして、国の「中央公共工事契約制度運用連絡会協議モデル」を採用している。入札は電子入札を利用した一般競争入札となっている。

<質疑応答など>

Q 障害者や身体が不自由な方に対する駐車料金の割引や減免制度について

A 江坂公園には割引制度はないが、桃山公園では半額になる制度がある。駐車場の割引等を含めた公園の管理運営について、民間事業者から提案をもらった上で選定を行っており、実際の運用についてはそれぞれの管理運営者に任せている。

Q 公園整備において大阪府産の木材利用を促進するための取り組みはあるか。

A 利用促進のための計画があり、大阪府産木材の利用促進に取り組んでいるが、使用するためには約2年前までに樹木を伐採して一定量を確保しておく必要があるため、実際には運用が難しいところがある。

Q 吹田市の図書館の管理運営体制について

A 市内の図書館10館のうち、市直営は中央図書館の1館のみで、指定管理者制度を導入しているのが江坂図書館他2館の3館。その他の6館は窓口委託を行っている。市直営の中央図書館以外の図書館にも一定数の市職員が勤務している。

Q 公園等自主管理支援制度について

A 公園の清掃や除草等の活動項目や活動面積の区分に応じて、年間3,500円から20,000円の助成金を交付している。吹田市においてもボランティア活動の担い手不足は課題と捉えており、若い世代の参加促進や新たな担い手を発掘し育てていく必要があると考えている。

Q Park-PFIや包括的民間委託の導入における課題について

A Park-PFIにおける収益施設の整備については収支面で採算を取るのが難しいことから、指定管理者制度だけを導入している公園や従来の設置管理許可制度を活用している公園もある。包括的民間委託については、地元の造園事業者からの声をしっかりと聴きながら、吹田市の状況に合った形を検討していきたい。

Q 関係部署が複数箇所にもたがる場合の連携について

A 江坂公園には図書館に対する課題もあったため、図書館の担当部局としっかりと連携を取りながら事業を進めてきた。とても上手くいった事例だと思う。ほかにも公園は防災や福祉、スポーツ等の様々な分野との連携が考えられるため、部署間の垣根を越えた関係性を築いていくことが重要であると考えている。

Q 身近な都市公園等の機能特化・分担化について

A 基本的な整備内容として6パターンを示しているが、詳細な設備等の内容についてはこれにとらわれることなく、地域住民との話し合いを踏まえ、公園利用者のニーズに合った設備を整備していきたいと考えている。



【江坂公園大型遊具前にて】

2. 老朽危険空家等の対策に関する条例について

【兵庫県 姫路市】

(人口 528,459人、面積 534.56km²)

姫路市議会を訪問した。駒田副議長から挨拶をいただいた後、星出委員長から答礼を行った。姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例について別添資料に基づき説明を受けた後、質疑応答を行った。



[説明者]

姫路市公共建築部住宅課 坂本課長、花尾課長補佐

1) 条例制定の背景

平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村では同法に基づき空家対策を進めることとなったが、実際の運用においては、良好な生活環境を保全するための早期対応や建物の倒壊が切迫している場合等の緊急時の対応についての手続きが明確にされていない等の課題があった。

これらの課題を踏まえて、姫路市では平成28年に「姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例」を制定しており、当該条例には空き家の所有者や隣接住民の責務のほか、特定老朽危険空家等に対する措置が規定されている。

2) 特定老朽危険空家等に対する措置

ア) 現地の表示 (第8条1項)

周辺への早期の注意喚起を図るため、特定老朽危険空家等であることを示す表示板を現地に設置することを規定している。

イ) 所有者への早期対応の促し (第8条4項、第8条11項)

勧告を受けた所有者等が正当な理由なく措置を講じない場合に、当該事実を公表するとともに現地に当該事実を示した標識を設置することを規定している。また、令和5年の条例改正によって当該事実をインターネットで公表することを可能としている。

ウ) 措置期間の短縮 (第9条)

倒壊等の危険が切迫している場合には措置を講ずるための期間を短縮できることを規定している。これによって法に基づく標準的な措置期間を5月から3.5月まで短縮することが可能となっている。

エ) 緊急時の対応 (第10条)

そのまま放置すれば倒壊して生命や財産に対する危険があるなど、緊急の必要がある場合には市が必要最小限度の応急措置、いわゆる「緊急安全措置」を講ずることができることを規定している。

3) 緊急安全措置

ア) 手続きの流れ

- ① 状況把握（特定老朽危険空家等の認定、定期調査）
- ② 実施の判断（生命や財産に対する危険があると判断できる場合）
- ③ 事前通知（措置内容を所有者等に通知※、約2週間前）

※…所有者等が不明の場合は公告

通知内容：空家の所在地、措置内容、費用、実施予定日
措置理由、費用を別途請求すること等

- ④ 緊急安全措置（必要最小限度の応急措置を実施）

イ) 緊急安全措置の実績

8件（うち、民法事務管理にも基づく措置3件 条例に基づく措置5件）

ウ) 予算措置の状況

約70万円（令和7年度予算における応急措置委託費）

エ) 応急措置に要した費用の徴収状況

数パーセント（債権回収に努めているが回収実績はわずか）

災害、その他のやむを得ない事情がある場合の減免規定あり（第10条第4項）

4) 姫路市における空き家の状況

総務省の統計調査（令和5年）では、空き家数が約3.8万戸、空き家率が14.1%となっている。姫路市の実態調査（平成29年～令和元年）では、空き家が4,297戸で、そのうち第三者に危害を与える可能性がある空き家が699戸となっている。

5) 姫路市の空き家対策の方針と各種施策

ア) 発生の抑制

空き家問題に対する市民意識啓発のため、エンディングノートの配布や固定資産税の納税通知書に住宅課作成のチラシを同封している。また、不動産鑑定士や建築士等の空き家問題に関する無料相談会や、自治会の集まりや公民館のイベント等で市職員が出前講座を実施している。

このほか、空き家問題を抱える自治会に対し、司法書士等の専門家を派遣して具体的な対策を検討していく「空き家対策専門家派遣制度」がある。毎年2自治会を募集しており、空き家の除却等につながった実績がある。

イ) 利活用の促進

姫路市空家バンクにおいて、空き家の有効活用を図るための物件登録・マッチングが行われている。平成28年の制度開始以降、125件の物件登録のうち74件が成約済みであり、登録物件の確保が課題となっている。令和6年には空家バンクへの物件登録に対して1件当たり2万円の謝礼金が交付される「登録謝礼金制度」が創設されている。

このほか、UIJターン世帯を対象とした空家バンク物件取得補助金制度（購入額の1/2、上限100万円）や空家バンク登録物件を交流施設に改修するための費用補助制度（対象経費の2/3、上限200万円）がある。

ウ) 管理不全の解消

老朽空き家の解体費用の一部を補助する「老朽空家対策補助金交付制度」があり、除却支援を行っている。（個人型：解体費用の1/3、上限50万円 自治会型：解体費用の1/2、上限100万円）直近の補助実績は年間で70件程度であるが、令和7年度の補助実績は6月時点で既に74件となっている。

6) 現状の課題

相続放棄等により所有者不存在となった空き家については相続財産清算人の申し立てを行うことができるが、敷地が狭小で単独利用ができない、接道義務を満たさず再建築ができない、隣接地との一体利用が見込めない場合等は対応が困難であり、相続財産清算人を選任したとしても管理費用や解体費用が捻出できないリスクが生じる。

高齢や障がい等により判断能力に不安がある、経済的・心理的な理由により現状を放置してしまう等、意思決定が困難な空き家所有者に対しては伴走的な支援が必要となるが、行政としては職員数や時間的な制約があることや公平性の観点からも特定の業者を紹介することが難しいこと等が課題となっている。

7) 今後の取り組み

単独での土地活用が困難な物件の再生・利活用を図るため、隣接地との一体活用を支援することや、解体シュミレーター等の可視化ツールを利用することで所有者意思決定の支援を行うこと、また、空き家所有者への伴走支援が可能な団体との連携協定や空家等管理活用支援法人の活用等の取り組みが進められる。

<質疑応答など>

Q 勧告の公表、命令後の氏名・住所等の公表について

A 勧告の公表の段階では氏名・住所等の個人情報までは公表していない。その後、所有者が命令に従わない場合に氏名・住所等を公表する流れとなっている。指導文書にはその後の流れをフローチャートで掲載しており、命令に従わない場合には氏名・住所等の公表に至ることを伝えている。一定の抑止効果はあると考えているが、条例改正後にその段階まで進んだ事案はない。

Q 空家バンク登録謝礼金制度について

A 現在、市長が進めている「グリーンファミリー制度」※の一環として、市街化調整区域や都市計画区域外の空き家を空家バンクに登録した所有者等に対して謝礼金を交付することで、空家バンク登録物件の充実を図ることを目的としている。（登録物件を取得した場合の助成金制度もある。）

Q 空き家の解体費補助金について（補助実績や補助金額の見直しの検討など）

A 空き家の根治につながる解体費補助金については特に注力している。例年、申請が多く、今年度も早々に予算上限額に達して受付を止めているような状況であり、毎年予算を少しずつ増やしながらか対応している。申請者から補助金の増額に対する要望はあまり聞いていない。できる限り多くの件数に対応するためにも補助金額の見直しについては現在は検討していない。

Q 行政代執行や緊急応急措置に要した費用の回収状況は。

A 行政代執行や緊急応急措置によって約2,700万円の費用がかかっているが、費用を回収ができたのは数万円程度である。代執行を行った場合は費用回収がほぼ見込めないことから行政側の負担が大きいと考えている。（姫路市では令和6年の略式代執行を最後に代執行の実績はない。）

Q 長屋が空き家となっている場合の担当課はどこになるか。

A 長屋の全てが空き家の場合は住宅課で、1棟でも居住者がいる場合は建築指導課が担当課となる。（下関市と同様である。）

Q 緊急安全措置について、本市の場合は直営（市職員で対応できる範囲内）で対応する方針でスタートしたが、姫路市の場合は緊急安全措置にかかる予算（応急措置委託費）は当初から予算化されていたのか。

A 予算化されていたものと認識しているが、例年、緊急時の対応のために代執行にかかる予算を一定額確保していることから、制度ができた当初はそこから流用対応していたことも考えられる。

グリーンファミリー制度*とは…

姫路市内の均衡ある発展を目指して、豊かな自然環境や多様な文化を有する郊外部への移住・定住を総合的に支援する取り組み。移住した若者世帯に対する移住支援金や子育て支援金等の経済的な支援のほか、郊外部における創業支援、農業技術の習得支援などのメニューがある。



【姫路市議会議場にて】

3. 水道料金の改定について

【岡山県 岡山市】

(人口 702,020人、面積 789.95km²)

岡山市議会を訪問した。岡山市議会局の藤原次長から挨拶をいただいた後、星出委員長から答礼を行った。

岡山市における水道料金の改定について別添資料に基づき説明を受けた後、質疑応答を行った。



[説明者]

岡山市水道局経営管理課 桜井課長 ほか

1) 水道事業の概要

岡山市水道局は、給水人口約70万人（約34万世帯）を対象に水道サービスを提供している。給水区域面積は政令市の中で最大の約750平方キロメートル、令和6年度の有収水量は約7,700万立法メートル、有収率は90.5%となっている。

明治38年の水道サービスの創設から約120年が経過し、基幹浄水場をはじめとした施設の老朽化が進行しており、所有する施設が多いことから維持管理にコストがかかる構造となっている。

2) 料金改定の概要・経緯

ア) 料金改定の概要

令和6年4月から 平均改定率15.7%

令和8年4月から 平均改定率20.0%の2段階での料金改定を実施

当初は水道料金の改定ありきではなく、財政健全化をテーマとして岡山市水道事業審議会（以下 審議会）において議論を開始した。まずはアクションプラン後期編で整理した建設改良にかかる投資規模や企業債借入方針、内部留保資金の確保水準等について審議し、意見の取りまとめを行った。

（その後の経緯は以下のとおり）

イ) 料金改定に至るまでの経緯

令和4年6月 審議会① 水道事業の現状や投資の方針について審議

7月 審議会② 企業債借入方針、内部留保資金の確保水準等について審議

8月 審議会③ 意見取りまとめ ⇒ 料金改定の表明 議会報告

10月 審議会④ 水道料金制度について説明

12月 審議会⑤ 投資・財政見通しの見直しを表明 ⇒ 議会報告

- 令和5年3月 審議会⑥ 投資の再精査と財政見通しの見直し結果について
説明 ⇒ 議会報告
- 5月 審議会⑦ 平均改定率25.3%案を提示
- 6月 市議会 6月定例会において議論
企業債の増額を検討できないか、市民負担を減らすべきとの意見あり
⇒ 企業債借入の見直しを検討
- 7月 審議会⑧ 平均改定率20.6%案を提示
- 8月 審議会⑨ 平均改定率20.6%案による個別原価を算定
- 9月 市議会 9月定例会において議論
市民の理解を得るには、これまで以上の経営効率化と経費削減を図る必要があるのではないかとの意見あり
- 10月 審議会⑩ 審議会から提言書を受領
安全安心な水道を損ねることがない範囲で、更なる負担の抑制を検討し、改定率が少しでも下がるよう努めてほしいとの提言あり
⇒ 更なる経営の効率化について検討
- 11月 市長記者会見 更なる見直し案を提示
(令和6年4月から平均改定率15.7%
令和8年4月から平均改定率20.0%の2段階)
- 12月 市議会 11月定例会に料金改定に係る条例改正議案を提出
条例改正議案が原案のとおり可決される

3) 料金改定に係る市民への周知

令和6年4月からの料金改定に当たって、市広報誌・ホームページによる広報、検針票の裏面を活用したお知らせや検針時に併せてA4版のチラシの配布を行った。チラシ配布した後には多くの市民からの問い合わせがあったとのこと。

4) 水道事業の経営状況

有収水量・給水収益ともに減少傾向、建設改良費・減価償却費はともに増加傾向となっている。維持管理費は横ばい、人件費は減少傾向、純損益は平成30年度から減少傾向、内部留保資金は平成25年度をピークに減少傾向となっている。

職員数は平成19年度の382人に対し、令和3年度は327人まで減少(14.4%減少)している。職員数の変動に伴って、窓口業務の集約や老朽化した浄水場の休止や検針業務・料金清算業務の外部委託等の業務見直しが行われている。また、昭和末期から平成初期にかけて高利率で借りていた企業債を低利率債に借り換えることで、令和3年度の企業債支払利息が平成19年度に比べて9.3億円減少している。

5) 水道施設の改修・更新状況

各施設の耐震化率はいずれも政令市平均を下回っている状況であるが、今後の計画的な施設の改修・更新、耐震化が予定されており、将来的には以下の耐震化率まで向上することが見込まれている。

耐震化率一覧

項目	岡山市 (R4) 現状	岡山市 (R13) 将来予定	政令市平均(R4)
浄水施設	8.5%	82.1%	48.8%
ポンプ場	52.1%	87.3%	75.9%
配水池	60.7%	71.8%	74.9%
基幹管路	51.6%	56.3%	61.4%
管路全体	20.5%	26.5%	30.8%

また、近年頻発する風水害に備えて浄水場・出先ポンプ場の浸水対策、停電対策の強化や地震等に備えて基幹管路や災害時拠点施設へ至るまでの重要なルートを優先して耐震化する等の取り組みのほか、大規模地震時に予測される断水のリスクを軽減するため、減災効果のある水道管路の小ブロック化が進められている。

6) 今後の取り組み

岡山市における水道事業総合基本計画の計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間となっている。現在は令和9年度からを計画期間とする次期計画の策定に取り組まれており、将来世代に水道サービスを確実に引き継いでいくために、次期計画においても経営戦略の要件となる投資・財政計画を作成し、将来にわたって持続可能な水道システムの構築を目指している。

<質疑応答など>

Q 原水単価は幾らか。また、給水原価は幾らか。

A 岡山市水道局では原水の受水は行っていないため、原水単価は存在しない。主な水源は河川の表流水や地下水がメインとなる。一部のエリアでは岡山県広域水道企業団から購入した浄化水を使用している。給水原価は163円と年々上昇傾向で、令和5年は供給単価が給水原価を下回ったため、損益も赤字となっている。

Q 将来的な人口減少等を見据え、給水区域を縮小することは検討しているか。

A 水道事業体からの発信で現行の給水区域を狭めていくことは難しいように思う。現在は水道施設の統廃合やダウンサイジングを進めているような状況であり、給水区域自体を狭めていくといった議論はまだ出てきていない。

Q 生活保護受給者への水道料金の減免制度は。

A 現在はない。過去にはあったが受益者負担の観点から平成17年に廃止した。

Q 岡山県広域水道事業団からの受水費用やその見直しについて

A 県内の市町村が参画して造った「苦田ダム」という大きな水源があり、そこから受水を受けるエリアの浄水場の更新費用と受水費用を比較した上で、受水に切り替えたという経緯がある。岡山市水道局にとっては浄水場と同じ機能を持った有効な水源であるという認識で、今後も引き続き有効に活用していきたいと考えている。

Q 下関市では上下水道局職員の確保に大変苦慮しているが、岡山市の状況は。

A 岡山市では水道局独自での採用はなく、市職員全体で採用試験を行っている。様々な努力は行っているが、地方公務員の人気は低下傾向にあり、職員採用が難しくなっている状況は岡山市も同様である。水道局の中では今後の職員数の削減を見据えて、業務の効率化や見直し等の検討を進めている。

Q 水道検針員の確保とスマートメーター導入への考えについて

A 水道検針員については外部委託で対応しているが、現在、検針員が不足しているといった話は聞いていない。スマートメーターについては過去に実証実験を行ったが、その中では電波が届きづらかったり、途中で故障するなどの事例も見られた。一方で、使用水量が適宜確認できる、早期に漏水が発見できるといったメリットもあるため、導入コスト等の費用対効果を見極めながら、将来的には導入を進めていきたい。

Q 今回の水道料金改定に当たり、市民説明会やパブリックコメントは実施されたか。

A 市民説明会、パブリックコメントともに実施していない。（岡山市の人口が70万人規模であり、市民説明会の開催は難しいとの判断。パブリックコメントについても法令上は必須ではないため未実施とした。）今回の水道料金改定に当たっては、審議会や市議会を通じて広く情報発信を行いながら、市民の理解を得るように努めた。

Q 水道料金改定に対する市民からの問い合わせ等について

A 検針票と併せて水道料金改定に関するチラシを配布したところ、約300件の問い合わせがあり、その内容の多くは今回の料金改定を知らなかったことや料金が幾ら上がるのかを尋ねるものであった。電話受付については外部委託で対応したが、中には非常に厳しい意見もあり、その場合には職員が替わって対応している。



【岡山市議会議場にて】